

サテライトオフィス誘致促進業務 に係る公募型プロポーザル実施要綱

青 森 県 三 戸 町
(担当：まちづくり推進課)

1 業務の目的

やりがいのある魅力的な仕事を提供し、移住促進を図るため、平成 28 年度からお試しサテライトオフィスを開設し、町内で生活・リモートワーク体験を通じたサテライトオフィスの誘致に取り組んでいるが、サテライトオフィスの進出に至ったケースはない。

本業務は、サテライトオフィス誘致戦略を策定し、誘致を実践することで、雇用創出や移住促進といった地域課題の解決を図るため、受託する事業者の応募及び選定について必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 サテライトオフィス誘致促進業務
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 予算限度額 3,960,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担 当

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 4 3 番地

青森県三戸町役場 まちづくり推進課 やわらかさんのへ交流室

担当：中村 大樹

電話：0179-20-1117（直通）

FAX：0179-20-1102

Mail：*h-nakamura@town.sannohe.lg.jp*

4 参加要件

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の要件をすべて満たすことが必要である。

- (1) 令和 4・5 年度三戸町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の提出がされていること。（本プロポーザルの参加申込に当たり、新規提出可）
 - ※ 提出書類等については町HP参照のこと。メインタブ「産業・しごと」→「一般競争（指名競争）参加資格審査申請について」URL：<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がないこと。
- (4) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 暴力団及び暴力団員の統制下にある者ではないこと。

5 参加表明手続

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加意向申出書（様式 1）により参加表明

を行うものとし、町は、参加要件を確認の上、参加意向申出書を提出した者に対し、参加資格審査結果通知書により、審査結果を通知するものとする。

なお、参加意向申出書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 表明期限

原本：令和5年6月30日（金）（必着）

(2) 表明方法

参加意向申出書（様式1）を、本要綱「3担当」に記載の担当あてに、電子データにより送信するとともに、原本を郵送又は持参により提出すること。

(3) 参加資格確認通知日等

① 通知日：令和5年7月6日（木）

② 通知方法：参加資格審査結果通知書により、通知日の午後3時までに、参加表明のあった全事業者に電子メールで通知後、当該文書を郵送する。

※ 参加意向申出書に記載のメールアドレスに電子メールが届かないときは、至急、電話で御連絡ください。

6 説明会

実施予定なし

7 質疑・応答

(1) 質問書の提出

① 提出方法

質問書（様式4）を、本要綱「3担当」に記載の担当あてに、メールで提出すること。

※メールを受信した場合、受信確認メールを送信アドレスに返信するので、質問書添付のメール送信日の翌日までに受信確認メールが届かないときは、至急、電話又はFAXで連絡すること。

② 受付期限

令和5年6月23日（金）午後5時（必着）

(2) 質問書に対する回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和5年6月26日（月）までに三戸町ホームページへの掲載により行うものとする。

8 提案書作成等

別紙サテライトオフィス誘致促進業務委託仕様書に基づき、以下の内容により、書類を作成し、9部提出すること。

(1) 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

① これまでの実績

- ② 業務体制と実施スケジュール
- ③ 誘致戦略の策定
戦略の記載内容や策定方法
- ④ プレゼンテーション資料の作成
資料の内容について
- ⑤ 企業との面談機会の創出
選定方法、面談までの流れ、面談後のフォロー等
- ⑥ 視察対応支援
支援方法やその効果について
- ⑦ 企業対応代行の実施
対応の方法やその効果について
- ⑧ 誘致支援ミーティング
ミーティング内容やその効果について

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（様式2）
- ② 見積書（様式3）
別紙で内訳がわかるものを作成すること。内訳はサテライトオフィス誘致促進業務委託仕様書5業務内容に定める各項目の費用がわかるものとする。
- ③ 関係書類一式（任意様式）

(3) 提出方法

紙媒体による持参又は郵送及び電子データ（PDFデータに限る）

(4) 提出先

「3担当」に記載の担当へ提出すること。

(5) 提出期限

令和5年7月20日（木）午後5時（必着）

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本要綱に違反すると認められる行為があった場合
- ・受託候補者の特定後、本要綱に基づく契約締結までの間において、三戸町から指名停止措置を受けた場合
- ・その他、町が指示した事項に違反する場合

10 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

提案の審査・評価は、「サテライトオフィス誘致促進業務に係るプロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)が行い、審査会において、提案内容について総合的に評価し、評価点が1位となった事業者1者を候補受託者として特定する。

なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングによる評価の実施

① 企画提案書の内容について、1事業者あたり概ね40分間(説明25分、概ね質疑15分)プレゼンテーションを行う。

※ オンラインによるプレゼンテーションも可とする。

- ・ プレゼンテーションの順番については、電子メールにより、別途通知する。
- ・ 当日、配付資料がある場合は、9部用意すること。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは本町が準備する。それ以外の機材が必要な場合は、担当者と協議すること。

【その他貸出可能機材】HDMIケーブル、USB-Bタイプ、VGAケーブル

② 開催日時、場所

- ・ 開催日時 令和5年7月31日(月) 午後1時30分より
- ・ 開催場所 三戸町役場4F 大会議室

(3) 審査結果

審査結果は、令和5年8月4日(金)を目途に決定し、以後、提案者に文書で通知する。なお、審査結果に関する質問又は異議は受け付けない。

(4) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目に基づき審査及び評価を行う。

- ① 事業者の業務遂行能力
- ② 提案内容の適切性・有効性
- ③ 本業務遂行の確実性
- ④ 見積価格の妥当性

11 受託候補者の特定

提案内容を総合的に審査・評価し、評価合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。

12 契約に関する基本的事項

受託候補者の特定後、町と受託候補者は、提案内容に基づき業務内容及び契約条件の協議を行い、合意したのちに契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりである。

- (1) 契約にあたり、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (2) 企画提案の内容をそのまま委託するものではないこと。
- (3) 提案された企画提案内容をもとに委託業務仕様書を作成し契約する。
- (4) 業務の全部又は一部について、町の承諾なしに他者に再委託することはできない。

- (5) 審査会による特定後、受託候補者から辞退の申し出があったとき若しくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は受託候補者が要した費用を補償しない。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書は、誤字・脱字等軽微なものを除き、変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- (2) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、原則として公表しない。

14 スケジュール

公募型プロポーザル実施の公表	令和5年6月16日
質問書提出期限	令和5年6月23日
質問書に対する回答	令和5年6月26日
参加意向申出書提出期限	令和5年6月30日
参加資格確認通知	令和5年7月 6日
企画提案書提出期限	令和5年7月20日
プレゼンテーション	令和5年7月31日
評価結果通知	令和5年8月 4日（予定）
詳細打合せ	令和5年8月 5日から契約締結まで
契約締結	令和5年8月21日（予定）
業務開始	契約締結日以降